

# 農作物等の栽培・管理には、 使用できない除草剤があります!!

除草剤には、次の2種類があります。

- ①農薬登録されている「農薬である除草剤」
- ②農薬登録されていない「農薬ではない除草剤」

「農薬ではない除草剤」は、農作物等（樹木・花き等を含む）の栽培・管理には、使用できません。

※ 不適正に使用した場合、罰せられます。

農薬登録の審査を受けておらず、安全性等が未確認

## 除草剤の使用に当たっての区分

使用目的	農薬ではない除草剤	農薬である除草剤
野菜や果樹等の栽培・管理のための除草	使用できない	使用できる
家庭菜園の栽培・管理のための除草	使用できない	使用できる
果樹園地内や水田の畦畔等の除草	使用できない	使用できる
公園・緑地・花壇等の植栽管理のための除草	使用できない	使用できる

※ 農薬ではない除草剤は、「非農耕地専用」と表示されている場合がありますが、非農耕地である公園や緑地等の植栽管理には使用できません。

農作物等の栽培・管理のために、除草剤を使用する場合は、必ずラベルをよく読み「農薬である除草剤」を使用しましょう!

※ 農薬には、ラベルに登録番号が記載されています。

農薬ではない除草剤は、農作物等を栽培する可能性のない場所（駐車場等）で使用できます。

使用に当たっては、次のことを遵守しましょう!

- ・ 除草剤のラベルをよく読み、注意事項を守る。
- ・ 農作物等を栽培する場所では、絶対に使用しない。
- ・ 目的以外の場所には飛散させない。